

# 「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会報告書(案) に対する意見募集結果

■ 意見募集期間 : 令和3年5月 29 日(土)から令和3年6月 18 日(金)まで

■ 意見提出件数 : 10 件(法人・団体:5件、個人:5件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
1	NPO 法人 AI 開発推進協会
2	一般社団法人情報処理安全確保支援士会
3	日本電気株式会社
4	楽天モバイル株式会社
5	KDDI株式会社
-	
-	
-	
-	
-	
-	個人(5件)

※ 提出された御意見等については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

※ その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断される御意見を 7 件承っております。

# 「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会報告書(案)に対する主な意見 及びそれに対する考え方

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>○全体に対する意見</b>			
1	<p>2020年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会の抜本的变化に対応し、経済発展と社会課題解決を両立させていくためには、サイバー空間とフィジカル空間を融合したレジリエントな社会「Society5.0」への変革が急務と考えます。</p> <p>それにあたり、「若年層から高齢者まで全ての国民利用者によるデジタル活用の浸透(受容面)と、企業・行政等におけるデジタル技術の導入による新たな社会経済価値の創造(需要面)、そしてデジタル企業を中心とした情報通信環境の構築と国際競争力の強化(供給面)がそれぞれに連携しながら、社会がDX化されることで国民一人ひとりの幸福な生活の実現や経済回復の原動力に資する」との報告書(案)の考えに賛同します。</p> <p>なお、受容面においては、デジタル活用支援推進事業等の更なる拡充を期待するとともに、例えば、行政と国民の身近な接点である行政発行情物のデジタル化等も有効と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
<b>はじめに</b>			
2	<p>P1 我が国においても行政機関及び民間企業におけるWindows OSの利用シェアは非常に大きく、いわゆるビック・テックは慣例に従い「GAFAM」と表記されるべきであると考えます。</p> <p>「GAFA → GAFAM」</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の点については、GAFA以外の巨大デジタル企業も含める趣旨で「GAFAをはじめとする」としているため、原案のとおりいたします。</p>	無
<b>第1章 検討の背景と現状</b>			
<b>1. 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえたデジタル政策の方向性</b>			
<b>(2) 企業・行政等におけるデジタル技術の導入(需要面)</b>			
3	<p>「幅広くヒアリングを行い」とあるが、情報セキュリティに関する唯一の国家資格者である情報処理安全確保支援士の士業団体である一般社団法人情報処理安全確保支援士会に対してヒアリングを行っていないことそのものが、総務省の情報セキュリティに対する認識の欠如を表していると考えます。</p> <p>関係団体とは総務省が所管する制度に属する団体のみならず、広く情報・通信分野に関するものを含め、広い視野を</p>	<p>御指摘の点については、本報告(案)に「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と記載しているとおり、他の主体に</p>	無

	<p>持って施策を進める必要がある。特に情報処理の促進に関する法律に根拠を持つ国家資格者である情報処理安全確保支援士の団体に対してヒアリングの対象としていないことは不適切な取り組みであったと指摘したい。</p> <p>これらのことから、  「…デジタル活用による課題解決を可能とするような「デジタルコンピテンシー」を有する人材及び情報セキュリティを維持するための「情報処理安全確保支援士」といった人材の確保、これらを実現するための…」  …と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。  【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>よる施策との連携も考慮していること、サイバーセキュリティを「これらを実現するための組織能力の向上等」に含めて考えていること、第2章2.3においてサイバーセキュリティの確保について記載していること、及び本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないことから、原案のとおりといたします。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	
<b>第2章 今後講ずべき取組</b> <b>2.1 国民へのデジタル活用浸透に向けた支援強化</b> <b>(1) 課題・背景</b>			
4	<p>デジタル人材の育成においては、DXの中心となるAIエンジニアの育成が重要になる。</p> <p>現在は大企業中心にAI活用が進んでいるが、人材不足もあり中小企業や地方の企業にまでAIの活用が進んでいる状況ではないと思われる。</p> <p>【NPO 法人 AI 開発推進協会】</p>	<p>本報告書(案)では需要面におけるデジタル変革推進の観点から、「働く人全てが各々の仕事やレベルに応じてデジタル活用による課題解決を可能とするような「デジタルコンピテンシー」を身につける方策などを講ずるとともに、高度なデジタル人材を有するデジタル企業と連携し、効果的かつ円滑にデジタル技術を実装・活用するための仕組みを構築することが必要」と考えております。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
<b>(2) 取組の方向性</b>			
5	<p>デジタルトランスフォーメーション(DX)により多様な価値を生み出し、国民一人ひとりの幸福な生活の実現や経済回復の原動力に資することが重要となるDX時代においても、一方で取り残される方が生じないよう、対面での説明・相談を</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>希望される方々に対するご案内・窓口機能の提供が関連事業者に期待されていると認識しております。</p> <p>当社グループにおいては、全国を網羅する郵便局や物流のネットワークを基盤に、国民生活に必要な社会インフラとしての役割を担っている日本郵政グループ様との間で、国民生活における一層の利便性の向上、地域社会への貢献等を目的に資本・業務提携を行い、日本郵政グループにおける DX 推進への協力をいたします。また、その一環として、携帯ショップや郵便局等において、当社が提供する健康寿命の延伸サポートサービス「楽天シニア」によるスマホ教室運営の知見・ノウハウを生かすとともに、スマホ教室における講座の種類や数を拡充し、今後も、高齢者に寄り添ったデジタル活用支援を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
6	<p>人材育成のためには、従来の地域 ICT 等で実施してきたプログラミング教育を発展させ、誰もが気軽に AI のスキルを学べる仕組み作りも必要なのではないか。民間企業や教育機関のみならず NPO 法人等も連携し、AI の基礎からプログラミングまでの教育コンテンツの拡充や、オンラインセミナーの活用等、各々のニーズやレベルに応じた多様な教育の機会の提供が望まれる。また、国民の誰もがより気軽に AI を学べる場として NPO 法人を活用できるよう、NPO 法人の支援振興策にも期待します。</p> <p style="text-align: right;">【NPO 法人 AI 開発推進協会】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
7	<p>・携帯ショップのスマホ教室は低リテラシー層にとって重要な学習機会であったにも関わらず、ショップ型販売の維持に関するコスト評価を行わず、3大キャリアに対して単なる価格低減圧力をかけたことについて施策の見直しを行うとともに、誤った施策とコロナ感染拡大防止対策のために経営難に陥っている携帯ショップに対し、十分配慮すべきである。</p> <p>・周知・広報、標準教材等の作成、デジタル人材育成やデジタル活用支援のガイドラインの作成については、IPA (Information-technology Promotion Agency: 独立行政法人情報処理推進機構)、NISC(National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity: 内閣情報セキュリティセンター)等様々な機関が各々に実施していることがより、似たような教材の氾濫による経費の無駄遣いや、公共事業における国家資格者たる情報処理安全確保支援士と、民間資格者である ICT コーディネータの混在といった、デジタル空間の利用者たる国民にとって不利益となる混乱を生じていると考えている。</p> <p>よって、これら人材に関する事業については、各省庁及び関連機関が各々手掛けるのではなく、IPA に一本化して推進し、総務省が独自に施策を手掛けることは止め、IPA の展開する施策を支援することを方針として明確に記載すべきである。よって、</p> <p>『〇包括的なデジタル活用支援推進事業への取り組み デジタル活用推進事業の全体構想と事業の実実施計画を策定した上で、携帯ショップが地域に果たした役割を再評価し、これらの事業継続を結果として圧迫した3大キャリアに対する行き過ぎた値下げ要求や端末販売に関する規制を緩和し、ひきつづき地域のデジタル化拠点として携帯ショップの維持が可能となるように、通信価格の引き下げについては MVNO の活用、地域のデジタル化拠点としての携帯ショップ活用については、3大キャリアを中心とした代理店制度を前提とし、その代理店事業が維持できるように、携帯電話事業者の通信料金設定や端末販売手法を尊重した施策をとることとする。また、IPA が中心となって作成している ITSS、ITSS+といったデジタル活用を実施する側の人材を確保するための人材育成、デジタル支援の実施ガイドラインの作成といった取り組みについて、これらを行政と連携させ、包括的な取り組みとなるように支援を行うことが求められる。』</p> <p>…と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p>	<p>御指摘の点については、本報告(案)に「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と記載しているとおり、他の主体による施策との連携も考慮していること及び携帯ショップの活用については既に記載していることから、原案のとおりいたします。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無

	【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】		
8	<p>・現在 IPA により「情報セキュリティプレザンター」「情報処理安全確保支援士」に対する検索サービスや、「情報処理安全確保支援士による事業者支援」が実施されており、更に総務省が別の施策を実施することは行政リソースの浪費であり、国民から見ても制度の乱立は混乱こそあれ役立つことはないことから、すべきではない。</p> <p>これら環境整備についても IPA を中心として実施することとし、総務省が主体となってこれらの事業に取り組むのではなく、地方自治体を所管する省庁として、各自治体に対して IPA の事業を支援するように呼び掛けることや、自治体内情報処理安全確保支援士の地域 SECURITY 活動推進のために必要となる抜擢制度の整備といった支援事業を方針として明確化すべきである。よって、</p> <p>『○若年層向けリテラシー施策のオンライン化・情報共有 IPA が実施している「情報セキュリティプレザンター」「情報処理安全確保支援士」の周知、これらの行政機関における活用を推進し、地域横断的にノウハウの共有やニーズ・シーズのマッチングを行うために、県及び政令市に情報処理安全確保支援士であることを要件とする、副首長級又は局長級のデジタル化推進担当監(CISO・CDO)の設置といった、環境整備を行うことが求められる。』</p> <p>…と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p>	<p>御指摘の点については、本報告(案)に「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と記載しているとおり、他の主体による施策との連携も考慮していること、「ライフステージのそれぞれの段階において必要な支援が行われることなどが重要」と考えていること及び本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないことから、原案のとおりいたします。</p>	無
9	<p>地域コミュニティの活性化こそ総務省が取り組むべき施策であり、若年層から高齢者へのデジタルリテラシー共有の仕組み構築に各自治体が積極的に関与するように、こういった事業を確実に推進できる、情報処理安全確保支援士である CISO・CDO(副首長級・局長級)を設置した自治体に対する交付金措置を講じることで、地方自治体における高度情報処理技術者の活用機会の増加と、地域 SECURITY の構築を通じた地域コミュニティの活性化については、総務省が主体となって強力に推進すべきであり、その旨を方針として明確化すべきである。この考えを踏まえて</p> <p>『○若年層から高齢者へのリテラシー共有の仕組み構築 若者層向けリテラシー施策によって学んだ利用者が、地域の高齢者に対してデジタル活用について教える機会を創設したり取り組み意欲を喚起したりすることが求められる。これにより、学んだ内容の定着や実践を促進するとともに、地域におけるデジタル活用支援の担い手として育成することが可能となることから、情報処理安全確保支援士を任命要件とした CISO や CDO(副首長級・局長級)を設置した自治体に対する交付金措置を講じることで、地方自治体における高度情報処理技術者が中心となった地域 SECURITY の構築と、その構築を通じた地域コミュニティの活性化が期待できことから、総務省が主体となって強力に推進すべきである。』</p> <p>…と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p>	<p>御指摘の点については、若年層から高齢者へのリテラシー共有の仕組み構築につき特定の資格制度を前提としているところ、本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないため、原案のとおりいたします。</p> <p>頂いた御意見については、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
10	<p>コロナの騒ぎもあって、デジタル化を推進というのはいいですが、「コロナ蔓延により」とか「偽情報・誤情報については、メディアや NPO などによる事実チェックの取組の推進と合わせ、情報の受信者である利用者がそれらの情報に騙されないためのリテラシーを身につけるための対策が求められる。」について、まずは、マスメディアの事実チェックが必要です。マスメディアが取り上げる「事実」は特定の方向(例:コロナ怖いから自粛しましょう。ワクチン打ちましょう)へ誘導する「事実」に偏っています。誘導したい方向と違う事実は無視されています。</p> <p>サイバーセキュリティの強化に力を入れていくことには賛成です。</p>	<p>マスメディアの事実チェックについては、「メディア…による事実チェックの取組の推進」に含まれています。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無

【個人1】

2. 2 企業・行政等のデジタル変革の推進			
(1) 課題・背景			
11	<p>企業・行政等のデジタル改革の推進とあるが、企業についてはIPAが中心となり既に様々な施策を展開しており、企業向け施策を総務省が講じることは屋上屋となるばかりか、企業に対して無用な混乱を生じさせることや、行政経費の浪費になるのではないかと懸念がある。</p> <p>一方、総務省が本来所管すべき行政については、デジタル活用が全く進んでいない。</p> <p>例えば、人材活用面について論じると、地方自治体における高度情報処理技術者の活用、具体的には自治体共創PFで提言されていた、地方自治体内情報処理安全確保支援士を県及び政令市のCISOやCDOとして副首長又は局長級のデジタル化担当監に抜擢するといった、地方自治体のDX推進のためになされるべき施策が現状では何一つ実施されていないのが現状である。</p> <p>それどころか、無資格・無免許の「元自治体情報部門幹部職員」等が情報化アドバイザーとして全国に派遣されたり、資格のないCIO補に対して交付金を支出したり、地方公務員向け研修の担当講師に無資格者をういたりといった、むしろ無免許・無資格従事を助長する有害な施策が継続されており、行政に関しては「百害あって一利なし」ともいえる施策が実施されている状況である。</p> <p>つまり、総務省は既に充実しておりなおかつ所管外の企業のデジタル改革の推進に言及するよりも前に、所管事業であるにもかかわらず、有害な施策のみが展開され、民間企業に比べて大幅に立ち遅れている地方自治体のデジタル改革の推進を強力に推進することに集中すべきである。</p> <p>この点について、企業・行政を同列に論じることは「課題・背景」の認識として誤っており、特に行政分野に関し、行政リソースを集中して早急な改革の実施が必要であるとの課題認識に改める必要があると考える。</p> <p>その前提に立って、企業・行政等のデジタル改革の推進というひとくくりのテーマでまとめるべきではなく、「IPAにより数々の有益な施策が実施されている企業」と「総務省により有害な施策が実施されている行政」に分けて考えるべきである。</p> <p>この考えを踏まえて</p> <p>「…理想的には各企業や行政組織が高度なデジタル人材を確保することが望ましいが、現実的には中小企業までそのような人材がいきわたらない側面がある。また、行政においては無免許無資格者を地域情報化アドバイザーに任命したり、自治体職員を対象とした情報人材育成研修講師に任命したりといった、結果として無免許無資格を助長する有害無益な取り組みを続けたことにより、行政組織内部でのデジタル人材の確保及び育成を阻害した。その結果、行政組織におけるデジタル人材の確保は更に困難な状況に直面している。そのため、現場を持つ組織は、働く人が各々の仕事やレベルに応じてデジタル活用による課題解決を可能とするような「デジタルコンピテンシー」をIPAが定めたITSS及びITSS+を参考として身に着ける方策を講ずるとともに…」</p> <p>…と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の点については、本報告(案)に「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と記載しているとおおり、他の主体による施策との連携も考慮していること、行政組織においてもデジタル変革を進めるべきであると記載していること及び企業・行政等と記載しているのはあらゆる組織におけるデジタル変革を進める必要があるという趣旨で記載していることから、原案のとおりといたします。</p> <p>頂いた御意見については、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
(2) 取組の方向性			
12	<p>○ eKYCの安全・信頼性の確保及びeKYC活用のユースケースの拡大          &lt;報告書(案)12頁&gt;          ・安全・信頼性の確保の在り方については、諸外国、例えば各国の政府や民間企業も参照している、米国における電</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。          頂いた御意見は、今後の施</p>	無

	<p>子認証についてのガイドラインである NIST SP800-63 等も参考に、eKYC が使用される各用途に応じて保証 (Assurance) レベルを整理することも必要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ベンダが提供する eKYC サービスについて、個人情報や機微情報(顔写真等)の保存有無、これらデータの AI 学習等への活用有無を一覧化して公開する仕組みを整理することで、社会でより安心して eKYC を使うことが望まれる。</li> <li>・eKYC での身元確認に加え、FIDO(Fast IDentity Online)といった PC やスマートフォンでの生体を活用した本人認証も活用することで、より利便性とセキュリティが高いサービスが提供できる。</li> <li>・適用範囲の1つとして、今後予定されているマイナンバーカードのスマートフォン一体化において、スマートフォンへのマイナンバーカード登録時に eKYC による厳格な身元確認に使えるのではないかと。また、同様にスマートフォン一体化でのユーザ認証や署名時に eKYC によって利用者確認にも使えるのではないかと(PIN だけではなく顔照合により厳格な身元確認が行える)。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上 【日本電気株式会社】</p>	<p>策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	
13	<p>○企業・行政等におけるデジタル人材の確保</p> <p>企業のデジタル人材の確保については、IPA を中心として様々な施策が推進されており、総務省が別途施策を講じることは行政コストの浪費である。</p> <p>何より総務省は、各種ガイドライン制定委員や情報システム標準化委員、地域情報化アドバイザーに無免許無資格者を単に年功と経験のみを根拠として任命するという失策を続けた結果、行政機関の特に情報分野における無免許無資格者の跳梁跋扈を助長した。</p> <p>その結果、行政の情報化が大幅に立ち遅れたのみならず、人材面においても高度情報処理技術者育成の意欲を減退させ、行政機関におけるデジタル人材の確保及び育成に対して、致命的な悪影響を与えることとなった。その総務省が企業におけるデジタル人材の確保といった余計なことに手を出すべきではなく、まずは所管する地方自治体において範となるデジタル人材の確保及び育成を実現すべきである。</p> <p>よって、企業・行政等と併記することにより課題のごまかしを行うことは適切ではない。</p> <p>まずは、地方公共団体における情報化が著しく立ち遅れている現状を糊塗することを止め、過去の失策を真摯にみつめ、免許資格者の登用・抜擢・育成から始めることが必要ではないかと考える。</p> <p>よって</p> <p>『○行政におけるデジタル人材の確保</p> <p>行政機関において情報専門職が軽視されてきたことにより、民間事業者に比べて大幅にデジタル化が立ち遅れた状況を早急に改善するため、さしあたっては、地方自治体職員で情報処理安全確保支援士等高度情報処理技術者である者について、デジタル庁との兼務による県及び政令市の副首長・局長級職員となるべき抜擢人事を直ちに行う。</p> <p>これらの人材により、中長期における地方自治体のデジタル人材の確保及び育成に関する計画の立案を行うとともに、将来的に県及び政令市の副首長・局長級職員として各自治体の効率的なデジタル化を強力に推進する CISO・CDO とする体制に必要な体制を検討させることとする。』</p> <p>と全面的に変更することが必要であると一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の点については、本報告(案)に「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と記載しているとおり、他の主体による施策との連携も考慮していること、行政組織においてもデジタル変革を進めるべきであると記載していること、企業・行政等と記載しているのはあらゆる組織におけるデジタル変革を進める必要があるという趣旨で記載していること及び本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないことから、原案のとおりといたします。</p> <p>頂いた御意見については、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無

14	<p>1.デジタル人材の確保について 次の理由から困難であろう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル人材を評価する人がいない、または極めて少数</li> <li>・現在のデジタル人材の評価・処遇をみても年収が大したことない。年収2千万円以上が適切な評価だと思う。少なくともプロスポーツ選手並みの年収を</li> <li>・デジタル人材を育成する機関がない、教育者の質・量的に不十分。デジタル人材の評価が低いから 優秀な人材が集まらない</li> <li>・日本人はシステムインテグレーションが不得手。官公庁を見ればわかる通り、縦割り社会では、革新的なデジタル社会にはならない。デジタル社会に非適合な体制を反映したデジタル化しかできない。デジタル化しやすいように省庁と法律の統廃合が大前提</li> </ul> <p>2.日本全国ハッキング大会など 懸賞付きの大会を多数開催する。(上位者はサラリーマンの年収以上稼げるようにする。プロゴルフツアーのように) 成績優秀者に高い給与・年収をオファーする</p> <p>3.マイナンバーカードを極力利用する 政府・自治体・金融機関ではマイナンバーカード利用を鉄則とする</p> <p>4.企業の入金消込 入金消込が楽なように、入金企業が判明するように企業コードも一緒に情報提供する</p> <p>5.電子入札システム 最新の JAVA を利用すること。現在は脆弱性がある古い JAVA を使用している。デジタル化が聞いてあきれる程に</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p> <p>なお、報告書(案)に記載しているとおり、デジタル人材の確保については、「求められる人材の専門的スキルを証明するための認定スキームや当該スキルの獲得・維持に必要な研修制度等の仕組み、必要な専門性を満たす人材をマッチングできる仕組み、それぞれの組織におけるデジタル人材の活用・位置付けの在り方等のベストプラクティスの共有などについて、具体的方策を検討するための場が必要」であると考えております。</p>	無
15	<p>データ連携を促進する取組(11頁)について 「各組織が保有するデータの流通を促進し、新たな価値を創出するため分野横断的なデータ流通に取り組む必要がある」としている。しかし、個人情報保護法 16 条1項では「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」と規定し、同法 23 条2項によるオプトアウトは、あくまでも、本人に異義がない場合に限り認められる例外措置である。例外を前提とした記述は、法の趣旨に反し不適切であるため、修正を求める。</p> <p>また、例示の中で「本人関与の下で」と記述しているものの、せめて例示ではなく本文中に記述すべきである。</p> <p>オプトアウトは、様々なサービスの利用者がそのサービスを利用するため、やむを得ず提供している個人情報を流通させる制度である。しかも、オプトアウトの情報など確認する個人は、ほほいないだろうから、本人の知らないところで、個人情報が流通することとなる。「分野横断的にデータ流通に取り組む」なら、より重厚な保護対策が必要と考えるが、本報告では、データの保護については、サイバーセキュリティのことしか記述がない。サイバーセキュリティ以外の保護対策についても、詳細に記述すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>御指摘の点については、「データの流通」及び「分野横断的なデータ流通」におけるデータとは個人情報その他のパーソナルデータ以外のデータも含んでいること及び例示における「パーソナルデータの流通・活用」についても「本人関与の下」としており個人情報保護法の原則を前提としていることから、原案のとおりといたします。</p>	無
<p><b>2.3 安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保</b> <b>(1)課題・背景</b></p>			
16	<p>サイバーセキュリティの確保が重要であるという認識は共有しているが、総務省所管の通信事業者が提供する「回線」のセキュリティと同等以上に、アプリケーション層といった、より上位のレイヤーを俯瞰したセキュリティ確保が重要であ</p>	<p>御指摘の資格制度については承知しておりますが、サイバ</p>	無



	<p>る。 総務省が発行するガイドライン等については、内閣府等のそれと異なり「情報処理安全確保支援士等」といった文言が見られないのだが、そのこと自体が、総務省が制度及び資格を所管する通信回線等下位レイヤーのセキュリティに拘泥していることを表しており、その姿勢は情報セキュリティの維持にとって有害であることは言うまでもない。総務省においても、自らが所管する通信系の資格のみならず、経済産業省の所管する情報処理技術者制度を積極的に活用することを前提とした提言やガイドライン等の作成に取り組むべきである。 よって、確保という文言が重複していることも踏まえて 「…こうした状況に対応するため、「情報処理安全確保支援士」といった「サイバーセキュリティの確保に必要な「能力が国家資格により担保された」人材を「必置化」することも急務となっている。」 …と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。 【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>ーセキュリティについては、様々な資格制度やカリキュラムが存在することや、それぞれの組織によって必要となる人材の能力も区々であること及び本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないことから、広く「サイバーセキュリティ人材」としているため、原案のとおりといたします。 頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	
<b>(2)取組の方向性</b>			
17	<p>経済産業省(IPA)により、情報処理安全確保支援士による中小企業に対する情報セキュリティポリシー策定支援事業等が実施されているにもかかわらず、行政に対してはガイドラインのひな型提示にとどまり、実効性ある支援がなされていない。 基本的な方向性として、情報セキュリティに関する最新の知見を国によって担保されている「情報処理安全確保支援士」の活用を大前提とした方針の策定が必要であると考え。このこと抜きでは、日々進化し変化の激しい情報セキュリティに対応することは困難であり、総務省が所管する地方自治体が主体的に地域の情報セキュリティを維持・推進することについて実効性を担保できないと考える。よって 『○各種のセキュリティガイドライン等の普及促進 「…テレワーク時のセキュリティに関するガイドラインの普及を「各自治体に情報処理安全確保支援士である CISO 又は CDO(副首長・局長級)を設置し、その者が主体となって」促進するべきである。』 …と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。 【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の点については、本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないため、原案のとおりといたします。 頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
18	<p>サイバーセキュリティ人材という表現は具体的にどのような人材か明確ではない。また、各省庁がばらばらな指針で人材育成を推進することは、国民の安全を損なう行為であり現に慎むべき行為である。 よって、人材育成においては IPA が策定した ITSS+(セキュリティ領域)に従って推進すること、その IPA が認定したセキュリティ領域における国家資格者である情報処理安全確保支援士を活用することを前提とする必要がある。よって、 『○サイバーセキュリティ情報の収集基盤及び人材育成基盤の構築 「…サイバーセキュリティに係る情報を国内で収集・蓄積・分析・提供するための基盤や、「ITSS+(セキュリティ領域)に基づく」サイバーセキュリティ人材の育成基盤を構築し、産「官」学の結節点として開放するとともに、「情報処理安全確保支援士」といった「人材を訓練する場やプログラムを構築することが求められる。」』 …と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。 【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の点については、本報告(案)に「従来の縦割りを排し、政府一体となって」と記載しているとおり、他の主体による施策との連携も考慮していること、本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないこと及び官により人材育成基盤が構築され、それを「産学の結節点として開放す</p>	無

		<p>る」ものであることから、原案のとおりといたします。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	
19	<p>デジタル活用においては、情報セキュリティの CIA が適切に維持されていることが大前提になると考えるが、我が国の情報処理サービス業においては、多重請負による責任の曖昧化と、それを可能とする無免許・無資格従事が長期間放置されてきたことから、責任体制が明確でなく、行政においても高度情報処理技術者の処遇について検討されていなかったこともあわせて、責任の所在が曖昧なまま、毎週のように情報セキュリティの CIA が脅かされ、行政、金融、通信といったあらゆる分野において大規模システム障害や不具合について報道される状況となっている。</p> <p>このままデジタル活用を進めるとして、従前から言われているところの「人材不足」もさることながら、利用者、つまり国民目線からは「安心不足」についても、デジタル活用において検討すべき障害となってきた認識を持つ必要がある。</p> <p>こういった状況を解決するため、情報セキュリティの CIA を熟知した情報処理安全確保支援士を国家資格として創設されたはずであるにもかかわらず、本報告書には一度も登場していない。</p> <p>こういった、無免許・無資格が前提となっている、安全軽視な悪しき業界慣習に則って、総務省の政策担当者が無自覚なまま、単に「サイバーセキュリティ人材」と表記していることは非常に残念である。</p> <p>なにより、通信行政を所管する総務省が国民の安全を軽視しているという自覚もないまま、デジタル化に関する報告書や各種ガイドラインを作成しようとしている現在の状況そのものが、デジタル活用以前の問題として、国民の安全に対する脅威になっているのではないだろうか。</p> <p>総務省における施策の立案に当たり、国民の「生命・身体・財産」の安全を重要視しているということであれば、デジタル社会の実現において「情報セキュリティの確保」は国民の安心・安全、そして信頼を得るためになによりも重要な要素であるという認識を持ち、これを実現するために創設され、情報処理の促進に関する法律に根拠を持つ国家資格者である情報処理安全確保支援士について、総務省の施策実施主体となる、通信事業者、県及び政令市といった国民への影響が大きな組織における早急な必置化の推進、行政機関における抜擢を、最優先の行政課題として取り組むべきであるのだが、本報告書においてもそうならないことについて大きな危機感を感じている。</p> <p>あわせて、おそらく慣例として利用しているであろう「サイバーセキュリティ人材」という抽象的な存在について、その能力と責任を明確に定めた「情報処理安全確保支援士」という国家資格者が具体的に存在しているのであるから、今後のガイドライン等の作成においては、「情報処理安全確保支援士」という具体的な存在を積極的に用いることを、国民の安全に対する責任をもつ情報通信及び地方行政を所管する省庁として、今一度しっかりと認識していただく必要があるように思う。</p> <p>あわせて、資格の所管官庁等といった狭い視野に囚われることなく、今後は無資格・無免許者の登用は避け、国民の安全を何よりも重く踏まえた施策の立案に取り組んでいただきたいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の資格制度については承知しておりますが、サイバーセキュリティについては、様々な資格制度やカリキュラムが存在すること、それぞれの組織によって必要となる人材の能力も区々であること及び本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないことから、広く「サイバーセキュリティ人材」としているため、原案のとおりといたします。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
20	<p>「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会報告書(案)に関し、以下の通り意見を提出いたします。</p>	<p>御指摘の点については、そ</p>	無

	<p>社会全体のデジタル変革を推進するためには、環境の整備はもとより、利用者のリテラシー向上のための啓発や支援等、一体的な取り組みが必要であり、その意味で本報告書(案)第1章において示されたデジタル政策の基本的な方向性に賛成いたします。</p> <p>しかしながら、第2章「今後講ずべき取組」に掲げられた具体的施策については、十分ではありません。本報告書(案)9頁にも記載があります通り、デジタル活用の進展に伴い、インターネット上の違法・有害情報に接する機会は増大していると認識しています。海賊版サイトに関して言えば、「はるか夢の址」事件や「漫画村」事件の摘発後も新たな海賊版サイトが林立し、それらサイトに対するアクセス数も増加していることから、その被害は依然として甚大である状況です。また、海賊版サイトには有害と思われるようなバナー広告が表示されることも多く、安全なサイバー空間を脅かす存在といえます。このような状況では、一般のユーザが正規版と誤認して海賊版サイトにアクセスすることはあり得るところであり、その結果、犯罪被害に遭う可能性も十分に考えられます。2.3「安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保」の項においては、ネットワークのセキュリティのみが検討されておりますが、青少年フィルタリングやアクセス警告、ブロッキング等による対策についても明示いただき、安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保を実現いただくことを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>のような対策を前提としていることから、本報告書(案)では「信頼性が高く有用な情報が流通する安心・安全な情報環境を整備する」と記載しています。2.1においては、そのような対策を前提として一般ユーザのリテラシー向上の必要性に言及しております。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	
21	<p>特段に問題あると思われる点は無かったが、しかしやはり依然としてセキュリティについての重視があまり見られないのは気になる。</p> <p>一体、国は、いつになったら、日本国内の ISP 等事業者が、その取り扱う自らの契約者の送受信する電子メールが一般に暗号化(TLSにより、SMTPoverTLS、STARTTLS等)されるようにしていただけるのであろうか。この点が問題になって、色々な行政手続における電子メール利用可能化の検討の際などに難渋せざるを得ない事が多いという様な現実的な問題が存在しやすくなるのであるが。</p> <p>大資本を持つ NTT ドコモ(総務省が NTT 系という事で特段に指導を行える対象でもあるはずである。)などについても、インターネット他メールサーバと行う電子メールの送受信が TLS で保護されない様な状況が発生させているのは、国はその言葉とは裏腹に、セキュリティについて疎かにし、国民生活をそのために不便にすらしているだと解釈されるものであるが(契約者 1000 人以上のその契約者の電子メールサービスを扱う事業者は電子メールの送受信の TLS による暗号化を義務で行うようにする事、という様なガイドライン記述を行えば即解決する問題であるし、事業者担当者達は認証局証明書の取得などは通常の事務として既に行っているはずである。)、いい加減、美辞麗句を弄するでなく、ちゃんと地に足の付いた我が国のセキュリティ向上をちゃんと行っていただけないであらうか。</p> <p>(他にも、依然として存在する、大規模事業者の運用している非 https ページの https 化の勧奨(ガイドラインの中に、「すべき」と書いておくべきであらう。)の少なさなどが気になるのではあるが、これは電子メールの暗号化よりも多少優先度が低いと考える。基本として https 化すべきであるが。)</p> <p>そういうわけで、求めたいのであるが(テレワークや既存の企業事務でも一般に求められる事であるし)(今、2021 年現在、ちゃんと電子メールが保護されていないのが通常である事について、既に頭が痛いのであるが。)、国は、国内事業者が取り扱う電子メールについて、その送受信(※送信も受信も両方とも)が TLS により暗号化されるように施策及びその実施を行っていただきたい。2021 年中に。それだけで多くの事務の質が向上するのであるから。</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無

	意見は以上である。		
		【個人5】	
<b>2.4 高度かつ強靱な情報通信環境の構築</b>			
<b>(1) 課題・背景</b>			
22	<p>ブロードバンドの整備状況の地域格差や、大規模災害等の発生にそなえるために、衛星コンステレーションの活用が有益であると考えます。</p> <p>本書ではインターネット利用における宇宙空間の活用について一切言及されていないが、それでは現実的な提言たり得ない。よって、衛星コンステレーションの活用等、宇宙空間の活用についても取り入れるべきだと考える。</p> <p>これらのことを踏まえて 『(1) 課題・背景 「更に、衛星コンステレーションサービスの急速な実用化が見込まれるため、ブロード回線未整備地域への光回線敷設や、大規模災害時におけるバックアップとしての活用が期待できる。まずは、情報処理安全確保支援士を CISO 又は CDO として設置した自治体を対象として、衛星コンステレーションサービスの実証実験や早期導入に必要な費用を交付金措置等により支援することで、同分野の活用について実証実験を推進する。」』</p> <p>…を追加することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の点については、「電波の有効利用に向けて国際的な動向やニーズを踏まえ」ることや、「必要な周波数帯域の確保」を行うことに含めているため、原案のとおりといたします。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
<b>(2) 取組の方向性</b>			
23	<p>「DX 時代に向けて電波利用分野や電波関連産業の規模は拡大を続けており、それに伴う周波数ニーズに対応する必要」があるため、「有限希少な電波の有効活用に向けて」、「必要な周波数帯域の確保に取り組むことが求められる」とする方向性に賛同します。またその取り組みとしては、高周波数帯の開拓やダイナミック周波数共用の推進に加え、認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、比較審査で周波数を再割当てする仕組みを導入することで、周波数の固定化に対応することも重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無
24	<p>通信サービス・ネットワークの安心・安全を実現するためには、従来総務省が所管している通信系国家資格者のみの必置では不十分であり、情報処理安全確保支援士の必置もあわせて推進していく必要があると考える。よって 『〇安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保 「…事故報告・検証制度の見直しや、「新たに情報処理安全確保支援士を必置化することによる」電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策及びデータの取扱いに関する…」』</p> <p>…と変更することが望ましいと一般社団法人情報処理安全確保支援士会としては考えている。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人情報処理安全確保支援士会】</p>	<p>御指摘の点については、本報告書(案)は特定の資格制度を前提とするものではないため、原案のとおりといたします。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策を推進する上での参考になるものと考えます。</p>	無

その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが7件ありました。